

KiKO NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース



ホール経営者、店舗責任者の皆様へ
計数値の異常事案 続く！／「経営者の無理解」伏見 勝
冬場でも気を緩めずに～駐車場巡回で放置事故防止を
「RSウィルス」感染症流行 万全の予防を
店長に求められる知識 「計数管理V」

II
NOVEMBER 2011



CONTENTS

11 November
2011

ホール経営者、店舗責任者の皆様へ	1
計数値の異常事案 続く!	2
「経営者の無理解」伏見 勝	6
冬場でも気を緩めずに～駐車場巡回で放置事故防止を	9
「RSウィルス」感染症流行 万全の予防を	12
機構の窓から「スパイの様変わり？」	14
店長に求められる知識「計数管理V」	15
「銀世界の裏」40～出来心	18
「風適法の規制と健全化」三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

ホール経営者、店舗責任者の皆様へ

遊技産業健全化推進機構

非常に残念な事態が続いている。

機構が今年から始めた計数機検査では異常な計数値が確認された。

意図的な不正行為というより、清掃などメンテナンスの手抜きによるものと見られる。

また、

機構の検査員に対し暴言を吐いたり、誓約書に自分の署名があるのに「サインした覚えはない」と検査を妨害したりする事例が多発した。

ホール経営者や店舗責任者の怠慢や無理解によるものだ。

機構が発足してすでに5年が経過している。

ホール団体や各地の組合幹部は、不正行為をなくそうという機構の活動を現場に浸透させる努力をしてきたのか。

あえて苦言を呈することにする。

ホール経営者、店舗責任者の皆様へ

機構発第10号
平成23年9月22日

全日本遊技事業協同組合連合会
社団法人日本遊技関連事業協会
一般社団法人日本遊技産業経営者同友会
一般社団法人余暇環境整備推進協議会
一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会
遊技場自動サービス機工業会

理事長
会長
代表理事
代表理事
代表理事
理事長

殿
殿
殿
殿
殿
殿

一般社団法人遊技産業健全化推進機構
代表理事 河上 和雄

計数機検査における異常事案について（周知徹底のお願い）

標記の件につきましては、7月25日付の事務連絡でもお伝えしましたが、本年4月から全国の誓約書提出ホールで実施している計数機の検査において、異常な計数結果となる事案が続いています。

本件につきましては、7月に注意喚起を行なった後、その計数異常の割合は若干減少したものの、「最初の検査」で異常が確認され、その後、計数機内を清掃した後の「再検査」では正常になったケースも確認されております。

また、検査員の報告によりますと、検査を開始する前の計数機内部の目視点検等においても、玉計数機のレーンにはこりやゴミがたまっていることが多い、との実態も多く確認されております。

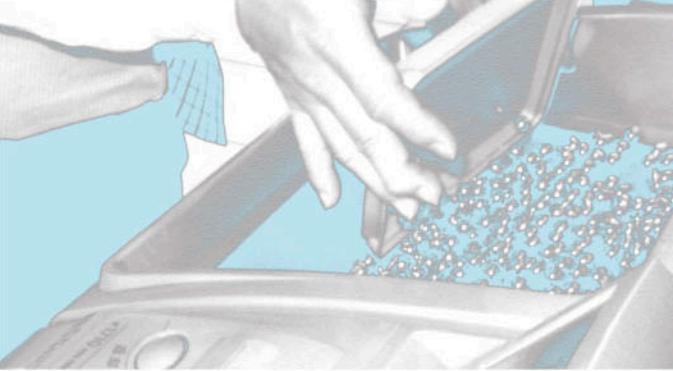
こういった計数異常事案については、長期間にわたりメンテナンスが行なわれていなかつた等の状況から、センサーの誤作動により正常に機能しなかったものと推測されますが、お客様からみてマイナス誤差が生じた事実に違いは無く、さらに前回7月に注意喚起を行なっているにも関わらず、現在も同様の状況が確認されているという点については、誠に遺憾であり、大きな問題であるとも考えております。

ホール関連社員団体におかれましては、再度、ホールの現場においては、こうした状況が多数確認されていることを、必ず全ての会員（組合員）ホールにお伝え頂き、設置してある計数機の計数チェックやメンテナンス等を実施されますよう、周知徹底をお願い致します。

あわせて遊技場自動サービス機工業会におかれましても、計数機製造メーカーの団体として、こういった状況をご認識頂き、ホール等への適切なアドバイスなどをお願いできれば幸いります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

※本件に関するご質問等は、遠慮なく機構事務局までご連絡をお願いします。
(機構事務局「計数機担当」宛 TEL: 03-3518-2062・FAX: 03-3518-2063)



計数值の異常事案続く! 各店舗では設置された計数機の自己点検を

マイナス誤差が

本年7月に注意を呼びかけ、機構ニュース9月号でもお伝えしたが、大変残念なことに計数機の計数検査を行なった結果、異常な計数値を確認したケースが続いている。

前回、ホール関連の社員団体を通じて、ホールに設置してある計数機のメンテナンスや清掃を各店舗で必ず行なうようお願いしたが、結果として、異常が確認された店

舗ではメンテナンスはおろか簡単な清掃も行なっていなかつたところもあつたようだ。

ホールの現場においては、ゴト行為に対しても神経質なほど注視し、対策等をとつていると聞いている。しかし、なぜ、計数機の簡単な清掃も行なっていないホールが存在するのか?大変理解に苦しむところだ。

もちろん、計数異常を確認し、最終的に「計数機修理要請書」を手渡した店舗はごく一部であり、多くはない。

こういった状況を考えると、機構が検査を行つて問題を確認したことから、注意喚起をお願いしたことなどがホールの現場には伝わっていない、としか思えない。

今回は2回目の注意喚起となるが、是非、これを機に、計数異常が発生しないよう各店舗でメンテナンスや清掃等をお願いしたい。

なお、再度、繰り返してお伝えするが、現在、機構が行なつている計数機の検査手順は紹介の通りである。各店舗においても自店でチェックできる検査手法だと思うので参考として頂きたい。

ほこりまみれの レーンも

しかし、最初の計数検査で異常が確認され、その後、計数機内部

のレーンなどを清掃し、再検査を行なつたところ正常値となつた店舗もあつたし、さらに、計数検査を行なう前に、計数機のホッパー部を外して写真撮影や内部点検を行つてあるが、この時、玉の流れるレーンがほこりまみれになつていたホールもかなりあつたようだ。

ホール経営者、店舗責任者の皆様へ

計数機の検査手順

こうして
数を確認する



計数機の検査をどのような方法で行うのか。その手順を紹介する。

簡単に言えば、お客様と同様、お金をお支払いしてパチンコ玉（メダル）を借り、その数を確認、計数機に流す、という流れだ。

以下、パチンコ玉の計数機で検査を行うと仮定した手順をご紹介する。

手順1 パチンコ玉を借りる



①



②



③

手順4 計数機に玉を流す

計数機に玉を流す前に、計数機の内部に玉が詰まつたりしていることがあるので、ホールの立会い者の方に何らかの異常がないか、ホッパー部を外して頂き内部のチェックをしてもらう。あわせて、その際、計数機内部の写真撮影や目視点検も実施する。

チエック作業の結果、計数機に異常がないことが分かった時点で、責任者の方に計数皿に

機構検査員がホールを訪れ、責

な、現在実施している遊技機の検査と同時に計数機の検査を実

借りた玉は機構検査員が計数皿（若しくは携常用計数機）に入れ、

すぐ出ることを伝える。もし計数機に異常がある場合は、要請書を手渡すことなども説明する。ホールの方に立ち合いをお願いし、検査員は空いている遊技機の玉貸し借りるわけだ。

手順2 計数皿で玉数を確認する

まず入金してCR機などから玉を借りる。検査員は空いている遊技機から玉を借りる作業にかかる。

手順3 計数機の状態をチェックしてもらう

計数機に玉を流す前に、計数機の内部に玉が詰まつたりしていることがあるので、ホールの立会い者の方に何らかの異常がないか、ホッパー部を外して頂き内部のチェックをしてもらう。あわせて、

その際、計数機内部の

写真撮影や目視点検も実施する。

施することは無い。遊技機の検査であれば、遊技機の検査のみを実施する。計数機の検査であれば計数機の検査のみを実施する。それぞ別な検査班（チーム）が行う検査であり、当日、2つの検査が重なることのないよう予定を組み実施させて頂く。

また、検査の対象とするのはホール内に設置してある計数機1台とし、機構の検査員が予め指定する。

玉数を確認する。計数皿は300個、200個が入るものとの2種類を準備している。例えば300個入り2皿、200個入り2皿で計1000個となる。玉を入れた計数皿は計数する前に、立ち合いの店舗責任者の方にその玉数を確認してもらう。そしてその際、写真撮影も行う。

手順6 レシートの数字を確認する

計数機のボタンを押し、レシートに印字された数字を確認、写

手順7 サイン表にサインをもらう

最終的に3回の計数検査を実施し、数字に異常が認められなければ、「要請書」を立会い者の方に手渡すことになる。故障と判定出来るわけで、もし使用を継

玉を流し込むと計数機の数字が変化し、流し終わつたところで固定する。その数字を確認する。計数機のモニターに個数が表示される場合には、そのモニターも撮影する。

手順5 デジタル表示の数字を確認する

入った玉を計数機に流してもらう。



の行政当局への連絡に含めることになる。

お客様が被害を受ける可能性のあるマイナス誤差の場合は、遊技機検査と同様、当日の結果、再検査でも数字が合わず、かつその誤差が「マイナス」であれば、「要請書」を立会い者の方に手渡すことになる。故障と判定出来るわけで、もし使用を継続すればお客様の獲得した玉数が少なくカウントされる可能性があり、詐欺罪等が適用される恐れがあるなど的内容だ。プラスの誤差であれば、店舗側が損害を受ける旨を伝え

真撮影する。

最初に計数皿で確認した玉数と最終的にレシートで打ち出された数字が一致すれば、計数機が正常に作動したと認められる。

なお、計数する玉数は変更して

3回の検査を実施する。

例えば、1回目1000個、2回目2000個、3回目3000個というふうに異なる玉数で3回の計数検査を実施するわけだ。

計数に差異が出た場合

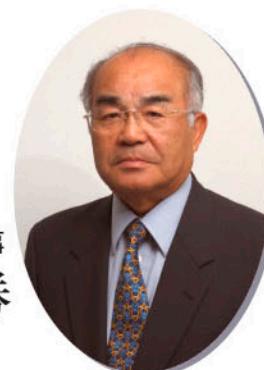
3回の検査のうち1回でも計数皿に入れた玉数と計数機のカウントした数字が一致しない場合は、再度同じ手順で3回（最初と同じ玉数で実施）の検査を行う。

その結果、再検査でも数字が合わず、かつその誤差が「マイナス」であれば、「要請書」を立会い者の方に手渡すことになる。故障と判定出来るわけで、もし使用を継

経営者 の無理解

機構の検査は全国1万2000店舗をほぼ一巡し、
離島や2巡目の検査に入った。
各ホールの協力で作業はおおむね順調に進んでいるが、
9月に入って何故か続けて
ホール側が立ち入り検査に強い抵抗をする事態が起きた。
現地の検査員の説得では納得せず、
さらに機構本部もあらゆる説得と説明を続け、
最終的には検査に応じたのだが、
店の認識不足ではなく経営者の無理解があったようだ。
いずれも関東近県の出来事で、ある県遊協から
「誠に恥ずかしいことで、理事会で再度徹底を図ります」
との連絡を頂いた。
業界団体の方は是非ともホール経営者への徹底、さらに
経営者から店長たち、そしてホールの現場への教育の徹底も
お願いしたい、と思っている。

遊技産業健全化推進機構 専務理事
伏見 勝



某県のホテルからの電話

昼の食事に行こうかと思つて、たちょうど12時50分くらいである。関東地方の某ホールからかなりのきつい調子で電話が入つた。この店はその時間の前に2度にわたつて「何の根拠で調べるのか」「検査員が名前を名乗らないのはなぜか」と言つてきていた。当然、機構の対応について電話を受けた職員が説明し、理解を求めた。しかしどうも納得できないということでお3度目の電話になつたようだ。

「機構の検査を何故受け入れる必要があるんだ」「検査の法的根拠はなんだ」というのが主張のようだ。

「検査の受け入れについては、ホールの経営者が不正の排除に自分たちも含めて立ち上がるという主旨の誓約書を機構宛に出している。それを見てもらえば分かるが、経営者はいついかなる時も検査を受け入れることを約束している。それが根拠で検査に伺つてい

ための遊技機規則の改正と不正排除の業界の取り組みとして「推進機構」が設立されたことなど延々小一時間も説明することになった。

検査員に確認したところ、この騒ぎとは別に最初に応対した従業員は快く検査に応じ、拒否のそぶりもなかつたという報告だつた。

一体何が目的なのか判断に苦し

むが、検査が始まつた当初はこうした説明を現場で何回もしたことはあった。一言でいえばこの人だけが「何故検査をしなければならない」を知らなかつたのかも知れない。

さらに「機構の職員は最後に棄てゼリフを言つて出ていった」と言われた。事務所では「そんなこ

るのだ。もちろん法的根拠はないが、機構と経営者との誓約書に基づく約束で伺つている」と説明、さらに平成16年の射幸性を抑える

この棄てゼリフについてはあるまい強くは言つていなかつたのでござりで終わりにした。

経営者の方々にお聞きしたいが、

他の従業員は検査を受け入れ、責任者が後からいろいろなことを言ひだすのはどういうことなのだろ

うか。

しかもかつて取締る側にいた人間だと検査員に言つていたようだが、誓約書にも目を通さない人が、誓約書にも目を通さない人が法の執行をしていたとは信じられない。

検査が始まつて以来4年半も経つてこんな状態では「健全な業界にしよう」など言葉だけと思われるを得ない。

この理由を述べていたようだ。

この機構ニュースをお読み頂いている方には信じられないかもしれないが、機構が活動を開始して4年半も経過した今、実際に現場ではこういったことが起こつているのだ。

このケースでは、現場の検査員も延々とホール側の担当者に説明を行ない、さらに機構本部として

もホール側からかかつてききた電話に誠心誠意対応した。しかし中々検査を受け入れてもらえず、結果として1時間半程度の交渉時間を要してしまつたのだ。

もうひとつの電話

「機構の検査は乱暴だ」

最後にご紹介するケースは、問題が無かつたといえばそうなのだけだ。

ホール経営者、店舗責任者の皆様へ

が、機構の検査員が伺つて、立入検査の交渉を始めた際、当該店舗の役員の方が出て来られて、検査員にこのように言つたようだ。

「機関の検査員は横柄で検査は乱暴で酷いと聞いている」

検査員は困惑したが、「私たちは全国で同じ検査を行なっています。また遊技中のお客様にもご迷惑にならないよう注意して検査していますし、乱暴な検査かどうか、本日、是非この目で確認してください」と言つて検査に入つた。

検査が終わって、立ち会つた役員の方は、「丁寧な検査であった。失礼した」とのことと言われたようだが、どこでこういった噂が広がるのだろうか？

実はこういった話はよく聞く。

機構の検査員が来て検査しても、写真を2～3枚撮るだけで、まったく検査にもなつていない、という発言も聞いたこともある。

同じことだ。

もし機関の検査に疑念があるのなら、機関本部にお問合せ頂きた

い。
もっと言えば、前述の通り、機構の検査はすでにほぼ全国のホールを一巡している。伺つた検査員



こういった噂は最初のうちは当方の説明不足であるとも考えていたが、今は違う。明らかに健全化を阻害する要因だと思う。

ホールの役員の方、そして団体の幹部の方も含め、申し上げたいのは根も葉もない噂や、根拠のない事で、意見を言つたり、動いたりしないで頂きたい、ということだ。

本号では冒頭、計数機検査の異常な状況をお伝えし、計数機検査の手順を再度紹介したが、さらに手元にある誓約書もしつかりお読みいただきたい。

ホール5団体の幹部の方はもちろん、すべての業界人にご理解を頂きたい、と思つてることだ。

今後、機関の検査員が伺つた際、スムースに検査に入れるように切にお願いする。

冬場でも気を緩めずに

駐車場巡回で放置事故防止を



全日遊連制作の
放置事故防止ポスター

官民協力の 部隊も登場

石川県輪島市で車内放置による
死亡事故が発生した直後、警察庁
は全日遊連などボーラル団体に対し「駐車場における児童の車内放置事案の防止について」の表題で、4年連続して痛ましい事故が発生していることを指摘、子供連れの車は駐車場への進入を禁止するよ

命を守る活動に季節は関係ない。ホール駐車場の車内で幼い命が失われる悲惨な事故を繰り返すまいと、全国で放置防止の活動が活発化している。子供連れの車は駐車場へ入れない「水際作戦」や巡回などで、警察と民間で「児童たすけ隊」を結成した地域も出てきた。全日本遊技事業協同組合連合会（原田賀理事長）は特別強化月間の後も防止対策を継続するよう各都府県方面遊協に呼びかけている。これまで冬場にも放置事故は発生しております、駐車場での防止対策に緩みは許されない。

命を守る活動に季節は関係ない。

う求めた。これを受けて全日遊連では要請内容を全国のホールに伝えるとともに、ポスターやのぼりを作成するなど対策に取り組んだ。もともと子供がホールに入ることを風適法（別項）で禁止されている。子供連れのお客さんが車でホールに来たとしても、子供は車内に取り残されることになる。駐車場への入場を阻止する「水際作戦」はきちんと実施すれば、災いの根本を断ち切ることになる。

警察庁の要請に伴い、福岡県警筑後署では地元の防犯ボランティアと協力して「ちくご児童たすけ隊」を立ち上げた。署員と管内の防犯ボランティアが協力して、ホールに放置事故防止の要請文書を手渡すとともに定期的な巡回・点検の方法などを指導。さらに掲示物の掲出など改善すべき点を指摘、指導に当たった。管内5社、9店舗すべてを回り、趣旨の徹底を図ったという。600台を超える大規模な駐車場を持つ店舗もあり、同署生活安全課では「防犯活動の一環としてやっています。どこも電光掲示板や掲示板で注意を呼びかけたり防止の対応をしています」

冬場でも気を緩めずに 駐車場巡回で放置事故防止を

警察庁通達

警察庁丁保発第139号
平成23年7月27日

全日本遊技事業協同組合連合会理事長
社団法人日本遊技関連事業協会会長
一般社団法人日本遊技産業経営者同友会代表理事 殿
一般社団法人余暇環境整備推進協議会代表理事
一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会代表理事

警察庁生活安全局保安課長

駐車場における児童の車内放置事案の防止について（要請）

平素は、ぱちんこ営業の健全化に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日、石川県内のぱちんこ店の駐車場において、駐車中の車両に児童が放置され、熱中症とみられる症状により亡くなるという誠に痛ましい事案が発生しました。ぱちんこ店の駐車場における同種の児童死亡事案は4年連続で発生しており、平成16年以降では実に12件にも上っているところです。

貴団体におかれましても、こうした車内放置事案の防止に取り組まれているものと承知しておりますが、依然としてぱちんこ店の駐車場において悲惨な事案が発生している現状を御理解の上、車内放置による児童死亡事案の絶無に向けて、貴団体の傘下会員において、「駐車場における児童の車内放置事案の防止について」（平成16年6月15日付け警察庁丁少発第102号、丁生環発第179号ほか）等により従前から要請しております。

○ 駐車場の定期的な巡回点検による車内放置の早期発見（なお、夏期は、昼間帯に限らず夕方、夜間帯にも車内に放置されれば熱中症を起こすおそれがあることから、営業時間を通じた巡回点検をお願いいたします。また、巡回点検に際しては、チャイルドシートが取り付けられた車両、窓ガラスにフィルムが貼付された車両、窓ガラスのカーテンが閉められた車両に特に注意していただきますよう、お願ひいたします。）

○ 車内放置防止のための広報啓発

- ・ 児童を連れて来店しようとする遊技客に対する駐車場の出入管理時や入店時等における呼び掛け
- ・ 店内・駐車場の目に付きやすい場所へのポスターの掲示
- ・ 店内放送の実施

等の取組に加え、営業所周辺における託児施設の有無、遊技を行う者以外に児童を監護する者の有無等を踏まえつつ、

○ 児童を連れて車両により来店しようとする遊技客について、駐車場そのものへの入場を断ること

についても御検討をいただき、児童の車内放置事案の防止対策を一層強力に推進していただきますよう御協力をお願いいたします。

と話している。

また、茨城県結城市では結城署で地区組合会員らが集まって対策会議を開くとともに、ホールの駐車場を同署員と従業員が合同で巡回した。同署は、1時間おきの巡回している。

回や、店内放送の呼びかけなどを要請し、ホール側もチェック表をつくつての巡回を実施していた。過去に事故があつた熊本市では、ポスターを掲示、車内に子供を放置しないよう呼びかけ、巡回の警備員を増やしたホールもあつたと

いう。徳島県では30分に1回の巡回を実施するホールもあり、島根、広島、鹿児島などでも研修会やキャンペーンが行われた。防止運動は全国に広がつた。一方で駐車場への進入禁止措置については、専従の警備員を雇わなければならぬなど問題があり、徹底は難しいとの声も出ている。

零下に置き去りの例も

冬場でも事故は発生している。

99年3月に鳥取県で

母親が女児を車内に置き去りにし、1歳の女児が脱水症で死亡、04年12月には、三重県で両親が生後6か月の女児を車内放置、死亡させるなど悲惨な事故が起きている。

また、全日遊連によると、昨年度の駐車場巡回で子供事故を未然に防いだ例は28件あり、うち10月が7件となつている。熱中症の危険が高い夏場以外でも事故が起きる危険は変わらない。今年1月高知県での例では、乳児（ゼロ歳児）が車後部座席のチャイル

ドシートにブランケットをかけられて置き去りにされていた。店内放送のしばらくあと遊技中だった母親(33歳)が現れたので、厳重に注意のうえ退店してもらつたという。また、昨年12月には秋田と青森で、ともに気温零下の駐車場で車内に子供が放置された例があつた。

気象庁の長期予報(10~12月)では、年末にかけて数日の短い周期で天気が変わり、全般に気温は

お子様連れのお客様 駐車場入場禁止

子どもの車内放置は「児童虐待行為」です。

お子様連れのお客様 駐車場入場禁止

子どもの車内放置は「児童虐待行為」です。



- 1 子供連れのお客さんは駐車場に入り口とホール店舗入り口にはつきり表示する。
- 2 店内放送で、断る旨を駐車場入り口とホール店舗

万一にも 備えよう

駐車場入り口でのチェックや巡

- 1 子供連れのお客様
そのものへの入場、及び来店を
- 2 対策として

——を挙げている。
駐車場への入場を断ることを必ず記載する。

全年遊連では具体的なホールの宣伝を行う際は、子供連れでの駐車場への入場を断ることを必ず記載する。

- 3 ホール駐車場の定期的・実効的な巡回チェックを行うこと。
- 4 新聞折り込みやチラシで広告・

車内放置で幼い命が失われていることと合わせ、定期的に子供連れで駐車場に入ることや店舗内に入ることをしないよう呼びかけ、お客様に重要性を意識してもらうようにする。

回で放置を見つけられなかつた場合どうするか。全年遊連では「一番重要なのは一刻も早く治療を受けさせることです。車内放置を見した場合には、迅速かつ適切な対応が求められます」と強調している。そして、いざという時に対応出来るように発見時の手順をマニュアル化しておくことを推奨。店内放送を繰り返しても保護者がすぐ出てくることはまずないので、子供が異常発汗、ケイレン、嘔吐、過呼吸などの症状の際は「直ちに119番」するよう求めている。

巡回を繰り返していくと子供の姿を見逃すこともあるかもしれない。もしもの場合の備えも確実なものにしておきたい。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(略)を営業所の入り口に表示しなければならない。

(禁止行為)

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(略)

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること(略)。

過去最高の発生

RSウイルス感染症と言われてもあまり馴染みがないかもしれない。だが、誰もが子供の時にほぼ100%かかるとされている。呼吸器系の病気に進行する恐れがあるため、

法律で発生動向対象

疾患に指定(別項)

されている。毎年、10~3月に流行する。

国立感染症研究所

の統計によると、今

年は1~3月のピーク

時を過ぎた後、例年より早く25週(6月)から発生が目立ち始め、急速に増加している。37週(9月)

の患者報告例は全国で1414件(昨年同期746件)で、翌38週(同月末)は1336件(同715件)と

昨年に比べ約2倍となつており、本格的に統計を取り始めた04年以来最多の状態が継続している。図1を見ると赤い線(2011年)が例年に比べ突出、過去の数字を上回る勢いで急上昇していることが分かる。

同研究所が公表した37週のデータを見ると、都道府県別では大阪

府が205件と全国トップで、宮崎県160件、東京都126件、福岡県100件と図2のようにこの4都県の発生が突出している。次いで、香川県69件、愛知県50件などの順と

順となっている。ゼロ歳から1歳で74.7%となり、ゼロ歳から2歳ま

なっている。

また、今年の同感染症の年齢・年齢群別の割合(図3)では、1歳が最も多く32.4%、次いで6~11か月22.7%、0~5か月19.6%の順となっている。ゼロ歳から1歳で74.7%となり、ゼロ歳から2歳ま

で幅を広げると実に88.2%にも上る。乳幼児が感染する実態を示す数字となっている。

この統計のように、RSウイルスには生後1歳までに50%以上、2歳までにほぼ100%が初感染する(同研究所)という。大人になると重症になることは少ないと言われる。

マスクや手の消毒を

同感染症はどんな症状を見せるの

だろ?か。

1 咳が出る

2 痰がつまる

3 ゼーゼーと喉が鳴る

4 呼吸が速くなる(通常1分間に約40回、60回程度になる)

5 発熱(38度程度になる)

が一般的な症状で、喉や気管支など気道に感染するのが特徴。

風邪に似た症状で、咽頭炎、上気道炎、細気管支炎、そして肺炎になる恐れがある。大半は上気道炎にかかり約2週間で収まってくるが、進行すると肺胞につながる細気管支が腫れる細気管支炎などに陥るという。同研究所

によると、乳幼児の肺炎の約50%、気管支炎の



お客様と従業員の家族を守ろう! 「RSウイルス」感染症流行 万全の予防を

乳幼児の肺炎や気管支炎を引き起こす「RSウイルス感染症」が今年急増している。国立感染症研究所の統計では、感染症患者は昨年の約2倍、過去最高の発生数となっており、これからの年末年始がピークになりそうだ。同研究所は子供の命に関わる危険なウイルスなので注意するよう呼びかけている。患者は昨年の約2倍、過去最高の発生数となっており、これからの年末年始がピークになりそうだ。同研究所は子供の命に関わる危険なウイルスなので注意するよう呼びかけている。ホールのお客さんや従業員がウイルスを子供のいる家庭に持ち帰らないよう予防することが大切だ。予防方法は手の消毒など「インフルエンザの場合と同様」(同研究所)なので、マスクや消毒薬の配置など基本的な備えをしておきたい。

対策はインフルエンザと同じ



同研究所が公表した37週のデータを見ると、都道府県別では大阪

図1 RSウイルス感染症の年別・週別発生状況(2003年第45週～2011年第38週)

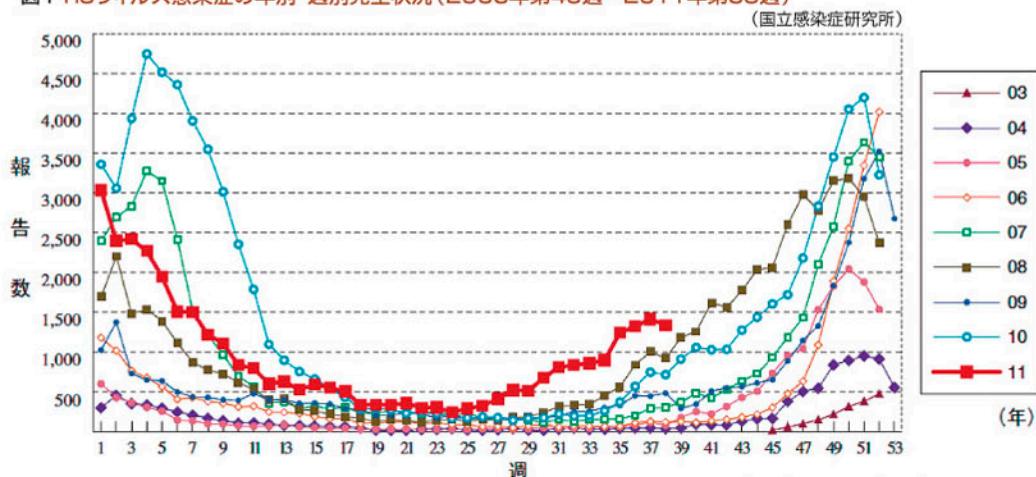


図2 RSウイルス感染症の都道府県別報告数の推移(2011年第35～37週)

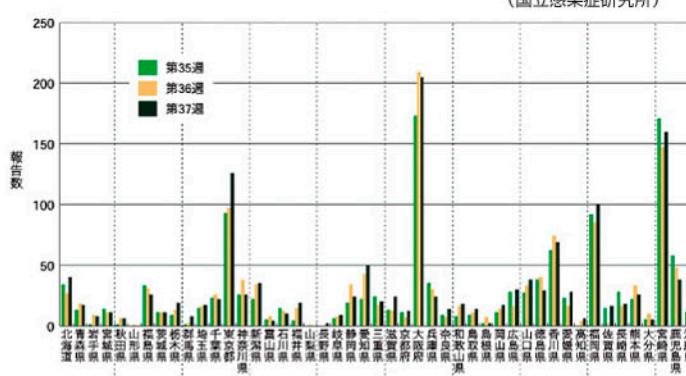
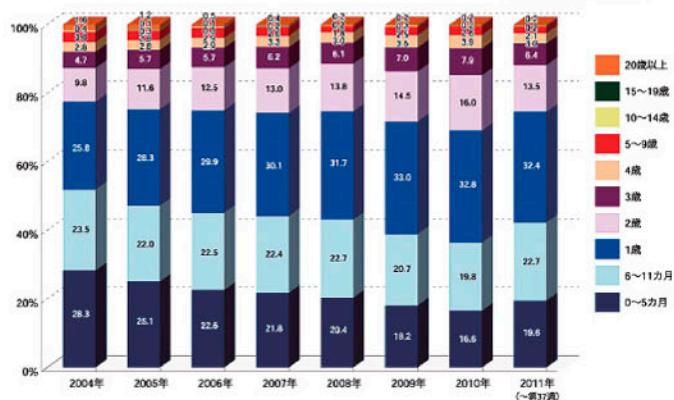


図3 RSウイルス感染症の年別・年齢群別割合(2004～2011年第37週)



50～90%が同感染症によるものとの報告があるという。毎年約2万人が感染し、乳幼児突然死症候群の原因のひとつとも言われている。同研究所では「RSウイルスは知名度は低いが、小児科では最も恐れられてい

る感染症のひとつ」としている。

RSウイルスは体外に出ると約30分間感染力を失わない。体内に入ると潜伏期間は2～8日、普通は4～6日という。

では、どうやって防げばいいのだろうか。

感染経路は飛沫と接触である。くしゃみや咳で人間の皮膚や衣類に、また鼻をかんだり紙などに付着する。食堂のテーブルや電車のつり革、取っ手などから感染することもある。人の集まる場所が感染源となる。当

然、お客様が多数遊技するホールも例外ではない。飛沫はマスクで防止し、接触感染は手洗いの励行や速乾性アルコール製剤など消毒薬で清潔に保つことが有効だ。

09年に新型インフルエンザが大流行した際、全日遊連などホール団体はウイルスを撃退するため、消毒液の配置など店舗内を清潔にする対策に取り組んだ。今年はWHO（世界保健機関）の報告では「インフルエンザは北半球では活動性が低い」とされているが、9月末から10月にかけて早くも山口県などで、A香港型

い。油断せずに「見えない敵」に対応したホールに来るお客様や店舗内でも働く従業員の健康管理に気を遣うことは、その家族を守ることにもなる。

東日本のあるホールでは、インフルエンザ防止のため実施した店舗出入り口への消毒液配置を継続、また、希望するお客様に対しマスクを無料で配布するなどの対応策を取っている。さらに従業員にはうがいと手洗いを励行し、事務所に男女別の体温計を備え、「うつらない、うつさせない」を徹底するようになっている。インフルエンザ対策を続ければ自動的にRSウイルス対策にもなる。

インフルエンザによる学級閉鎖が出ており、どう変化するかはまだ分かららない。



RSウイルス(Respiratory Syncytial Virus)感染症

直訳すると呼吸器中枢合胞体ウィルス感染症となるが、国立感染症研究所でも「正式な和名はない」という。呼吸器系の疾患を引き起こす。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第一章 五類感染症 第一条に、アメバ赤痢、破傷風、百日咳、手足口病などと併せて掲載されている。03年の同法改正で発生動向対象疾患に指定され、毎週全国約3000の医療機関から同研究所に報告が入る仕組みがつくられている。

9月20日読売新聞に一面トップで「総合機械メーカー三

菱重工など防衛産業会社がサイバー攻撃を受け、防衛装備品や原子力プラントの情報が抜き取られていた」と報じられた。「潜水艦や護衛艦、原子力プラントを建設する際の情報が流出した可能性がある」というもので、一言でいえばスパイに情報を盗まれたということではないか。

当然のことだが警視庁が「不正アクセス禁止法違反容疑」などで捜査を始めた。どんな情報が盗まれたのかなどは今後の捜査を待つかないが、この手の事件は捜査当局も「国益」を盾に公にしたがらないから厄介だ。

手口は、コンピューターウイルスをパソコンなどに侵入させ、その後海外のウェブサイトに勝手に接続させ、情報を持ち出すやり方のようだ。

日本の兵器は米国の開発したものだから戦後ずっと旧ソ連や中国など社会主義国が関心を持ち続け、これまでにもスパイ事件はいくつも摘発されている。

それにしても凄い時代になつたものだと思わざるを得ない。007とは言わないまでもスパイ活動は人間がやつていた。私もソ連のスパイ事件をいくつか取材した記憶がある。

1976年5月12日

ソ連のノーボスチ通信東京支社特派員アレクサンドル・

マチュービン(当時38)が警視庁に刑事特別法違反(合衆

国軍隊の機密を侵す罪の未遂)容疑で逮捕された。

マチュービンは米海軍の空母ミッドウェーの乗組員の一等兵曹に狙いをつけ米軍の秘密になっている空母の艦載機の電子装置やレーダー装置に関

する文書や暗号表を欲しいと持ちかけた。

逮捕のきっかけは、捜査員から聞いたところでは、乗組員から丸めた紙を渡されたマチュービンがズボンのポケットに入れようとしたが道に落とし、尾行中の捜査員が、それを拾つて中身を確認して逮捕したという。

その時の発表によると「マチュービンをマークした理由は「このノーボスチの記者は3年間一度も原稿を書いていないので疑つた」というのだ。

「それならおれもスパイかな。3年くらい原稿書いてないから」という笑い話もあつた程スパイ事件の発表は信用できなものだ。

1980年1月18日 在日ソ連大使館付武官コズロフ大佐事件

元陸上自衛隊陸将補A 陸上自衛隊准尉B 同C の3人が窃盗の疑いで警視庁に逮捕されたスパイ事件。

元陸上自衛隊陸将補Aがスパイになり、秘密扱いの「軍事情報月報」などを持つて行つたが、要求は次々に拡大、Aは現役のBとCを仲間に引き入れた。コズロフは出頭を求められると急きよ帰国した。実は、74式戦車の情報や配備状況を欲しがつたと聞いたが公にはならず、緊急連絡場所が国電(当時、現JR) 中野駅の線路沿いにある掲示板が使われたことも内緒にされた。

2つの例でお分かりのように、過去のスパイはマンパワーだった。ミスも出て、捜査がつづける余地もあった。だが「サイバー攻撃の攻防は、頭脳の問題だ。米国防省やFBIの担当者がハッカーの世界大会で採用活動をしたというニュースがあつたと22日の日経春秋欄にある。日本もあらゆる頭脳を集めてハッカーを撃退しなければならない。(勝)

スパイの様変わり?

9月20日付の
読売新聞紙面





店長に求められる知識

計 数 管 理 V

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

今回はデータ管理に関する問題を取り上げます。データを正しく管理するには、ホールコンピュータの役割が欠かせません。ここでは、ホールコンピュータの仕組みについて説明します。

ホールコンピュータは、遊技台あるいは周辺設備が発信する信号からデータを算出しています。その元となる信号が6種類しかないことをご存知でしょうか。その6種類の信号と、ホールコンピュータへ発せられるタイミングは次通りです（下記）。

【パチンコ6つの信号の意味】

T Y、B サ、客滞率！、ホールコンピュータの画面に表示された一見ややこしいデータも、元を辿るとこれら6種類の信号を四則演算（+、-、×、÷）で算出した結果にすぎません。ホールコンピュータのデータに何か異常が見られたときには、これら6種類のデータの中に原因がある可能性が高いのです。

パチンコ6つの信号の意味

信号	用語の意味	信号を発するタイミング
アウト	お客様が打ち込んだすべての玉のことです	玉がアウトBOXを10個通過すると、ホールコンピュータに信号が1回送られます
セーフ	遊技台が払い出したすべての玉のことです	玉が10個払い出されると、ホールコンピュータに信号が1回送られます（一部の機種を除く）
売上玉	「玉貸」ボタンを押して貸し出されるすべての玉のことです	100円分の玉が払い出されているときに、ホールコンピュータに信号が1回送られます
特賞	図柄がそろいアッカーガ開放状態にあることです	アッカーガ開放状態にあるときは、ホールコンピュータに信号を送り続けます
確率変動時短	確率変動：特賞が高確率の状態のことです 時短：図柄の変動が短縮される状態のことです	確率変動もしくは時短中は、ホールコンピュータに信号を送り続けます
スタート	図柄の変動した回数のことです	スタート入賞口に玉が入り、図柄変動後に停止したタイミングでホールコンピュータに信号が1回送られます（機種によっては玉が入賞したタイミング）

1島20台設置の機種において、3台のデータチェックを行つた。このなかで、特賞配線に不具合があると考えられる台

はどれか。

【選択肢】

- a : 1番台のみ
- b : 2番台と3番台
- c : 1番台と2番台と3番台
- d : 1番台、2番台、3番台ともに問題はない

【回答分布】

	a : 50	b : 12	c : 28	d : 8
回答	5%	4%	8%	5%

【正解と解説】

正解はaの「1番台のみ」です。各台のデータを順番に見ていきましょう。

1番台 ▶スタートが機種平均に比べて極端に低い▼ベースが異常に高い▼BAは通常値で上がっていき状態があつたと考えられるが、T

▶差玉がマイナスのため特賞が上がつていません。
▶BAが上がりっていない▼T1Y

S・T1Yともに0である

以上より、特賞信号が上がつてない可能性が高いと考えられます。特賞信号が上がつていないということは、「大当たりをしていない」または「特賞信号が上がりつていない」可能性が高いと考えられます。ベースは22・3%と適

正な数値です。
A)・特賞出玉(T1Y)がいずれも0ということは、「大当たりをしていない」または「特賞信号が上がりつていない」可能性が高いと考えられます。ベースは22・3%と適

台番号	アウト	差玉	スタート(回/分)	ベース	TS(特賞確率)	BA(確変ベース)	T1Y(特賞出玉)
1	27,600	-1,730	4.82	108.9%	0	88.6%	0
2	31,840	31,840	5.88	0.0%	339	0.0%	-290
3	15,420	11,980	6.44	22.3%	0	0.0%	0
機種平均	24,953	-1,180	6.26	21.2%	355	92.3%	1,460

セーフの値が、
アウト-差玉=15420-11980
=3440(個) であることから、
出玉率の値は、
セーフ÷アウト=3440÷15420×100
=22.3(%) となり、
出玉率とベースが同じ数値となることから、
「大当たりをしていない」可能性が高くな
ります。

【回答分布】

	a : 4	b : 6	c : 18	d : 16
回答	9%	1%	6%	4%

【正解と解説】

正解はbの「アウトBOXから玉がこぼれている」です。

以上より、特賞配線に不具合のある台は1番台のみであると考えられます。このように、データ異常を発見した際には仮説を立てて検証します。各種データの意味、関係性をしっかりと理解しておきましょう。

理論上、景品予定玉はすべて景品玉(景品玉)のうち、床にこぼれたり上皿に残されたりすることで計数機に流れます。しかし、景品予定玉になります。通常を発見した際には仮説を立てて検証します。各種データの意味、関係性をしっかりと理解しておきましょう。

【問題】

マイナスの誤差玉が発生したときに考えられる要因として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

- a : 店外から玉が持ち込まれ使用されている。
- b : アウトBOXから玉がこぼれている。
- c : 売上線が外れている。
- d : セーフ線が外れている。

誤差玉

ことは、景品予定玉よりも実際

に景品に交換された景品玉の方が多いということになります。選択肢をひとつずつ見ていきましょう。

a : 店外から玉が持ち込まれ使用されている。
→店外から玉が持ち込まれると、遊技機が貸し出したり払い出したりしていない玉が遊技機に打ち込まれます。よって、**景品玉**へ**景品玉**となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

b : アウトBOXから玉がこぼれています。景品玉から玉がこぼれると、遊技客によって打ち込まれることになります。よって、**景品玉**へ**景品玉**となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

c : セーフ線が外れている。
→店外から玉が持ち込まれると、遊技機が貸し出したり払い出したりしていない玉が遊技機に打ち込まれます。景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

d : ユーザー上にはセーフとしてカウントされません。そのため、ホールコンピュータ上では払い出していない玉数が遊技客によって打ち込まれることになります。よって、**景品玉**へ**景品玉**となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

a : 店外から玉が持ち込まれると、遊技機が貸し出したり払い出したりしていない玉が遊技機に打ち込まれます。景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

b : アウトBOXから玉がこぼれています。景品玉から玉がこぼれると、遊技客によって打ち込まれることになります。景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

c : セーフ線が外れている。
→店外から玉が持ち込まれると、遊技機が貸し出したり払い出したりしていない玉が遊技機に打ち込まれます。景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

d : ユーザー上にはセーフとしてカウントされません。そのため、ホールコンピュータ上では払い出していない玉数が遊技客によって打ち込まれることになります。景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

マイナス誤差の発生要因となります。

d : セーフ線が外れている。

セーフ線が外れていると、実際にあります。早期発見、再発防止のためにも誤差玉に対する理解を深めておきましょう。

ユーティリティ上にはセーフとしてカウントされません。そのため、ホールコンピュータ上では払い出していない玉数が遊技客によって打ち込まれることになります。よって、**景品玉**へ**景品玉**となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因となります。

【回答分布】

よつて発生します。

マイナスの誤差玉が発生したときには、不正やゴトの可能性が高まります。早期発見、再発防止のためにも誤差玉に対する理解を深めておきましょう。

【正解と解説】

正解はdの「閉店後の誤差玉が通常よりも少なくないかチェックする」です。

通常よりも少くないかチェックする

a : 15・1%

b : 10・1%

c : 7・8%

d : 67・0%

不正行為

セルゴトによりアタッカーや電チューを開くことで、スタート入賞口やアタッカーヘの入賞とそれによる賞球が発生します。よつて、

アウト玉数100当たりのスター

ト回転数、ベース、ベースAはそ

れぞれ通常よりも高くなります。

上記【誤差玉】の問題にあるよう

に、誤差玉に影響を与える項目は、

売上玉、アウト、セーフ、景品玉の4

つです。よつて、セルゴトは誤差

玉のデータには影響を与えません。

最近ではホールコンピュータの発達により、データ異常はすぐに知らせてもらえるようになりました。

しかし、そのことがパチンコ店で働く人の計数管理力を弱めている側面もあります。何か問題が起きたとき、最後に判断をして対処するのは店長の皆様です。ホールコンピュータの数値だけに頼らず、

仕組みを正しく理解しましょう。

実際に玉を借りることができます。しかし、その信号がホールコンピュータに上がらないため、上記a同様の「持ち込み玉」と同じ理由で**景品玉**へ**景品玉**となるため、マ

景品玉へ景品玉となるため、マイナス誤差の発生要因は、▼売上玉または景品玉が増える——いずれかの要因に

誤差玉を求める公式は、
$$\text{誤差玉} = (\text{売上玉} - \text{差玉}) - \text{景品玉}$$

であることから、
$$= \text{売上玉} - \text{アウト} + \text{セーフ} - \text{景品玉}$$

と置き換えることができます。

【選択肢】

a : アウト玉数100個当たり

のスタート回転数が通常よりも高くなるかチェックする。

b : ベースが通常よりも高くないかチェックする。

c : BA(確変ベース)が通常よりも高くなるかチェックする。

d : 閉店後の誤差玉が通常よりも少なくないかチェックする。

同様にマイナス誤差玉は、▼売上玉または景品玉が増える——いずれかの要因に

a : 15・1%
b : 10・1%
c : 7・8%
d : 67・0%



文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

秋本は自分の住むF県から離れたこの町のパチンコ屋で朝から遊んでいた。秋本の職業は小学校の教師だ。あと半年で定年退職を迎える。

とある晴れた日曜の朝。

自分は、ここから帰れるのだろうか……。

いっぽう。

この音楽を聞いて、子供たちが家路に帰る姿が浮かんだ。

また、もう一つ教師が注意することがある。

どこかのスピーカーから、子供たちへの帰宅のメッセージ。

「夕焼け小焼け」

絶え間なく聞こえるジヤラジヤラという玉の音のむこう、かすかに聞こえる音楽。

教師という職業柄、パチンコ屋に出入りする姿を父兄に見られるのは好ましくない。現在勤務している町だけではなく、以前勤めていた町もNGだ。仕方なく、毎度毎度、遠路はるばる遠くの町のパチンコ屋に足を運ぶことになる。

幸い秋本はパソコンなど持ち歩かない主義なので（というか、正直あまり得意ではない）データを盗まれることもなかつたし、資料を持ったまま仕事の帰りに遊ぶなどはしないよう心がけていたので、そのような失敗はしたことがなかった。

新聞にはよく学校の先生がパチンコに夢中になり、駐車場の車の中から生徒の個人情報が入ったUSBメモリーを盗まれた、などのニュースが掲載されることがある。

仕事の資料をついつい車の中に置きっぱなしにして遊び、車上荒らしに遭つてしまつたという事件だ。

秋本は自分の住むF県から離れたこの町のパチンコ屋で朝から遊んでいた。

秋本の職業は小学校の教師だ。あと半年で定年退職を迎える。

40

出来心

遊ぶ時は、必ず休日、自分を知つてゐる人がいない町で。

何に交換しようか、ウキウキと考へながらハンドルを握り続ける。

夢を持つて教師になつたはずなのに。

やつぱりあの時にスッパリやめておけば良かつたな。

今日もそんなわけでこの町へと足を運び、最初に見つけたこの店に入ることにしたわけだ。

秋本の、唯一のストレス解消がパチンコだった。

ガソリン代が少々痛いが、その痛みもこの大当たりで消えた。

秋本の前にある液晶は、確変絵柄を表示していた。

頭の中では、すでにドル箱が山積みになつてゐる。当たつた玉を

教師という職業柄、色々と気を遣うことが多く、特に近年は「子供」よりも「親」への対応が一番難しい。

教師になりたての頃は、生徒が

何か悪いことを

すれば、廊下に

立たせたり出席簿で頭をバシン

と叩いたりが日

常茶飯事であつたが、最近はそん

なことをすればすぐに親からのクレームが入る。

そんな思い出にふけつてゐるうちに、確変は5回で終わつてしまつた。

終わつた後はかなりのハマリをくらつてゐる。

既に現金投資に入つて5枚目の一万円札を玉借し機に投入したと

ころだ。

師となり、定年までのあと半年を折り数える毎日だ。

とはいゝ、振り返れば子供たちの笑顔ばかりが思い出される。

私生活でも、元同僚だった妻との間に2人の子供もでき、その子供たちも既に独立。もうすぐかわいい孫もできる予定だ。

ささやかだけれど、幸せな人生だなど思う。

さすがに冷や汗が吹き出る。

ただでさえ今月は負けがこんでいて、実はキャッシングしている状態だった。

妻はそのことは知らない。

もちろん、パチンコをしていることは知つてゐるが、お金を借りてまでやつてゐることは当然内緒にしていた。

今まで必ず期日までには返済しており、トラブルはなかつた。

初めて入る店では、最初当たるけど結局ハマる、というジンクスがある。



もともと氣弱な性格だ。

すっかり半ば

子供たちにもな

められ氣味な教

師になつたはずなの

に。

やつぱりあの時にスッパリやめ

ておけば良かつたな。

初めて入る店では、最初当たる

けど結局ハマる、というジンクスが

秋本にはある。

やつぱりあの時にスッパリやめ

ておけば良かつた

しかし……。

さすがに今月、これ以上はま

い。

しかし……。

妻に借金のことは、言えない。

どうにか補填しないと来月はも

しかし……。

どうにか補填しないと来月はも

つと大変なことに……。

帰ったようだつた。

普通の勤め人のように見えた隣の

客だが、あまりパチンコをやつた

ことは無いらしく、玉貸し機の使

い方などを秋本に聞いてきていた。

その客も結局、負けて席を立つて

帰ったようだつた。

しかたない。

諦めて秋本も家に帰ろうとして、

ふと隣の玉貸し機を見た。

秋本は瞬間的に遊技機の返却ボタ

ンを押し、残額のあるICカード

を抜いて精算機に走つた。

心臓の音が、もしかしたら店員に

も聞こえるんじやないかといふ

ら、激しくなる。

「えつと? 何か?」

ここで逃げたりしたら余計に怪し

まれる。

シラを切りとおすしかない。

ここで逃げたりしたら余計に怪し

まれる。

事務所には、何人かいたが、そ

うちの1人に見覚えがあった。あ

の、隣に座っていた人だ。つまり

妻だった。

その時、隣のお客が席を立つた。

「よく見ろよ、三千円だぞ?」

「この金があれば、奥さんに怒鳴

られずにすむぜ?」

「たった三千円さ」

「ほら、誰も見てないって」

秋本を追いかけてきていた。

息を切らせながら駐車場の車に乗

り込んだ時、声をかけられた。

「お客様、ちょっと事務所まで

来て頂けませんか?」

ホールの店員が、いつの間にか

を伸ばした瞬間、悪魔のささやきが聞こえた。

体が熱くなったり冷たくなったりした。

しまつた、あの三千円だけでも残しておくれべきだつた。

「お金がなかつたから」買い物できなかつたとわかつた時、妻がどちらほど怒るか。

まずい、まずいぞ。このままでは

帰るに帰れない。

秋本がこの世で一番怖いのは、

あと三千円残っている。

どうやら不慣れなあの隣人はお金が残つてていることに気付かずに帰つてしまつたらしい。

自動扉がゆっくりと開くのもイラ

イラするぐらい、焦つていた。

自分は今、何をした?

これは、もしかしたら泥棒じゃないのか?

事務所には、何人かいたが、そ

のうちの1人に見覚えがあつた。あ

の、隣に座つていた人だ。つまり

そう、あの、三千円の……。

そして、気になる男が2人いた。やたら人相が悪く、ソファーに大股開きで偉そくに座っていた……。

なにか、嫌な予感がする。そう秋本が思った時、店長らしき人が口をひらいた。

「こちらお客様が、あなたに残額のあるカードを盗まれたって言つてますか？」

秋本の背中が急に冷たくなる。

「いや、あの、その……」

言葉が出ない。

突然、人相の悪い男が立ち上がった。

「あんた、そういうのを何ていうかわかるかい？ 泥棒っていうんだよ。警察呼ぼうか？」

焦りがピークに達する。気付くと、秋本は土下座をしていた。

「申し訳ありません！ なんとか勘弁してください。」

助かった！ そう思った。

少し経つた時、ようやく男が言った。「あんたがそこまで言うなら示談にしようや。」

遠くから、「夕焼け小焼け」の歌が聞こえた。

脇の下がぐつしょりと濡れているのを感じる。窃盗がばれたら、もちろん何らかの罰を受け：教師も辞めざるをえなくなるだろう。そ

「ダメだよ。今、警察呼ぶから、それまで待つてろ。警察きてから防犯ビデオ全部見ようや。そしたらあなたのやつたことがわかんだから」

「どうしようか？ 50万でなんとか交わしてもいいが……」

この物語はフィクションです。
実際の事件を参考に書いていますが、
現実に存在する人物像や事件とは
一切関係ありません。



銀世界の裏

そう思つたのは秋本だけではなかつたようだ。

「あんたら、もしかして、最初からこのお客様をハメようとしてたんじやないか？」

店長らしき人の声だった。

しかし、男たちはせせら笑つて答える。

「うるさいな。オレ達は事実を言つてるだけなんだぜ。なんならビデオ見てもいいぞ。三千円盗まれたのはオレ達なんだからな」

それ以上、男たちに対して何か言う者はいなかつた。

遠くから、「夕焼け小焼け」の歌が聞こえた。

健全適法の規制と 風俗



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第

二東京弁護士会)し、

大手企業の法律問題

を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学

院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所

開設

現在、パチンコホー

ルを始め企業関連の

民事事件を手がける

1 最近のあるアンケート調査

最近、あるパチンコ業界誌がパチンコファンを対象にして実施したアンケート調査の結果の一部を紹介したい（以下、アンケートの結果については、「王様手帖」平成23年7月号のアンケートに関する「グリーンベルト」同年10月号の記事より）。

これによると、「パチンコ・パチスロで遊ぶことに後ろめたさを感じますか？」という質問に対しても、「全く感じない」が52・8%、「たまに感じる」は41・7%、「良く感じる」は5・6%で、過半数の人が「後ろめたさを感じない」と回答しているのであるが、「世間のパチンコに対する抱くイメージはどうだと思いますか？」という質問に対し

ては、「良いと思う」は6・5%しかなく、「悪いと思う」が25・0%、「良くはないが許容されていると思う」が61・1%、「無関心だと思う」が7・4%で、86・1%の人が世間はパチンコに対して否定的なイメージを抱いていると回答しているのである。

すなわち、パチンコファンの過半数は自らパチンコすることについて後ろめたさは感じていないが、圧倒的多数は世間がパチンコに対する悪いイメージを抱いていると認識しているのである。

ねたことに対する回答は、大体、以下のようなものであった。

- ① 「ギャンブルである」「換金ができる」
- ② 「お金がかかり過ぎる」
- ③ 「パチンコにのめり込んでサラ金地獄に陥った人が多い」
- ④ 「景品買取はダミーを使い実質的にホール業者自身が行っている」
- ⑤ 「釘調整による出玉管理が日常的に行われている」
- ⑥ 「ホール業は儲かる」
- ⑦ 「遊技機の遠隔操作が行われているのが常態である」
- ⑧ 「暴力団とつながりがある」
- ⑨ 「不正送金をしている疑いがある」
- ⑩ 「脱税が多い」
- ⑪ 「不正改造が横行している」
- ⑫ 「不正な遊技をする人が多い」

2 マイナスイメージの原因

私が今までにホール業界以外の人にはパチンコ及びホール業者に対するどのような印象・意識をもつてているかを尋

(13) 「景品買取所は強盗の被害に遭うことが多い」

(14) 「パチンコに熱中するあまり子供を駐車場内の自動車等に放置する人がおり、放置された子供が事故・事件に巻き込まれるケースが後を絶たない」

(11) もあるから、パチンコに対するマイナスイメージの多くは、その射幸性に頼った営業方法に起因するものであるといえよう。

3 マイナスイメージの払拭のために

この中には、明らかに誤解に基づくと思われるものもあるが、いずれもマイナスイメージであり、業界を挙げて不正防止・事故防止に取り組んでいることや、かなりの社会貢献をしていること、震災後に節電に真面目に取り組んだこと等のプラス面は殆ど挙げられない。

また、これらのイメージを分析すると、ホール業者の射幸性頼みの営業に起因するもの(①～③、⑭)、ホール業者による違法行為に関するもの(⑤、⑦、⑩、⑪)、ホール(及び買取所)における第三者による違法行為に関するもの(⑫、⑬)、端的に釘調整及び換金システムの不明朗さに関するもの(④、⑤)、ホール企業自身の情報開示不足に起因しているもの(⑥～⑨)に分類できる。そのうち、ホール業者の違法行為のなかにも元をただせば射幸性頼みの営業に起因するとも識別できるもの(⑤、⑦)、

ホール業界の健全化とは、単に違反(特に不正改造)をしないことや低射幸性の遊技機で営業することであると矮小化すべきではなく、法令遵守経営をすることであり、これは形式的に法令に違反をしないだけでなく、その背後に

ある法的目的(社会常識と言い換えられる)に則つて活動すること、すなわち、企業がその社会的な責任を果たすことである。

そして、企業が社会的責任を果たすということは、利益を上げて事業を継続させ、消費者、取引先や周辺環境、労働者、及び株主といった利害関係者の利益を尊重して良好な関係を構築・維持するということである。

更に、企業が社会常識に則つて活動する・社会的責任を果たすということは、社会一般の人々がその企業に対してどのような印象・意見をもっているかという点、すなわち社会的評価を抜きに

しては語れない。残念ながらパチンコ及びホール業界に対する評価は前述のように専らマイナスイメージだけといつてもよい状況であり、しかもその多くが射幸性頼みの営業に起因して抱かれたものとなると、業界の健全化＝業界及び個々の企業の社会的評価の改善には、このような営業方法を根底から改善しなければならないということになる。

4 風適法の規制とマイナスイメージの払拭

ところで、風適法は「善良の風俗と清淨な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」(同法1条)という目的達成のために、「設備を設けて客に射幸心をそそる遊技をさせる営業」(同法2条1項7号)であるホール営業に対してもは「射幸心をそそるおそれ」のコントロール^{II}射幸性の抑制に規制の主眼を置いている。

ということは、ホール企業にとって法令遵守経営とは風適法の規制の主眼たる射幸性の抑制を実行することであり、社会的責任を果たすということも射幸性の抑制をどこまで真剣に実施してい

るにかかることが理解できる。

次に、風適法は前述の射幸性の抑制のために、遊技機の性能に関して「著しく客の射幸心をそそるおそれのあるものとして国家公安委員会の定める基準」を定め、これに該当する遊技機の使用を禁止すると

いう規制方法（同法4条4項、20条1項）を主とし、次いで営業方法に関して現金及び有価証券を景品として提供することを禁止する（同法23条）等の規制方法を従として採用している。

4条、20条1項）を主とし、次いで営業方法に関して現金及び有価証券を景品として提供することを禁止する（同法23条）等の規制方法を従として採用している。

4項、20条1項）を主とし、次いで営業方法に関して現金及び有価証券を景品として提供することを禁止する（同法23条）等の規制方法を従として採用している。

ホテル業界の健全化とは、

単に違反（特に不正改造）をしないことや

低射幸性の遊技機で営業することであると

矮小化すべきではなく、

法令遵守経営をすることであり、

このように見ると、平成23年6月22日付で警察

「ぱちんこ営業の営業所における広告、宣伝について」と題する通知が

発され、にわかに議論が沸き起こっている広告・

宣伝規制は、「：営業所周辺における清浄な風俗環境」の保持を目的とするもので（風適法16条）、

法の規制目的実現のための規制方法としては、やや外れた位置にあると評価されるものである。

ところが、今回の広告・宣伝に関するものである。

射幸性の抑制という風適

る通知は、既に平成14年に示されていた広告・宣伝規制違反の表示例5類型を確認すると共に、新たな違反の表示例2類型を加えて示す内容であるが、

そこで示された表示例は著しく射幸心をそぞる表示であり、また、規制を潜脱するために当て字や語呂合わせを使うという姑息な表示もあり、ホテル業界は、まだまだ、射幸性頼みの営業方法から脱却できないという遺憾な状況が続いていることが見て取れる。

ホテル業界が今後もこのような状況から脱却できなくなると、自ら法令遵守経営・健全化とは逆方向のマイナスイメージを上塗りするだけであり、更に、もはや業界には自浄作用がないと判断されることになれば、法的には風適法による射幸性抑制のための規制方法の主流、すなわち、遊技機の性能に関する「著しく客の射幸心をそそる企業の定める基準」が厳格化されること（要するに規則改正）にもつながるであろう。そしてまた、このような状況下では、如何にホテル業界が社会貢献という美德を積んでも、社会的にマイナスイメージしか持たれない営業をしていく後ろめたさの裏返しと捉えられる可能性すらあるのである。



POINT

企業がその社会的な責任を果たすことである。

データでみるパチンコ業界 Yesterday, Today And Tomorrow

第五十二回

広告・宣伝正常化で 変わるべき手法

なくなった
「○○の日」

広告・宣伝規制が風適法に則つて

厳格に指導され、それに伴つて「〈屋号〉の日」や「〈数字〉の日」、「〈機種名〉

の日」などのイベントの告知は姿を消しました。「○○の日」が容易に

大量の出玉が得られると誤解させ、

著しく射幸心をそそる恐れがある表現と見なされるからです。これまで「○○の日」を利用して集客を図つていたパチンコ店が多く、戸惑っているのが実情のようです。

では、今までのイベントの影響力はどの程度のものだったのでしょうか。

「開催イベント
の内容」が
来店に影響

データで確認をしてみます。**図1**は、

複数の候補店から遊ぶ店を決めていけるパチンコファンが「その日遊ぶ店を決める理由」です（エンタテインメントビジネス総合研究所「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2010」）。最も多い回答は「その日の気分によつて」で42・7%となっています。

次いで「開催イベントの内容によつて」が12・4%です。その数値は「その日遊びたい機種がある」の11・2%や「使える時間の長さによつて」8・25%などを上回っています。どうやら、短期的にはイベントの影響力は少なからずあつたようです。

「店舗特定の理由」
は立地

もう1つデータを見てみましょう。「パチンコ・パチスロ別店舗特定の理由」が**図2**です。いわゆる、「行きつけの店」を決める理由と言つても良いでしょう。その第一位は「行きやすい場所」で、8割を越えています。2位が「好きな機種がある」です。イベントに関連する選択肢である「イベントの信頼度」はパチンコで10番目、パチスロで6番目となっています。

行きつけの店を決める理由としては、「イベント」の影響は意外と小さかったのかもしれません。頻繁にイベントが行われ、お客様の期待に応えないようなガセイベントも混在したようなことから、長期的に見た場合、来店の要素としては効果があまりないという結果が数字に表れたのでしょう。

出玉イベント

以外の 集客策

パチンコファンを他店ではなく自店に、また普段とは異なる魅力でその日に来店いただくためには「〇〇の日」以外の手法が必要になります。現在でも、最も有力な手段は「新台入替」でしょう。ただ、この方法を頻繁に使うと経費がかかるでしょうし、また、頻繁な新台入替がマンネリ感に繋がる危険性もあります。一方で景品関係のイベントや芸人、タレントらを呼ぶイベントに関してはこれまで通り実施出来ます（一部、地域によつては条例により禁止されています）。新台入替とともに、様々なイベントを組み合わせて集客の促進を図ることになるでしょう。

再来店を 促すためには

改めて、 接客に力を 入れる

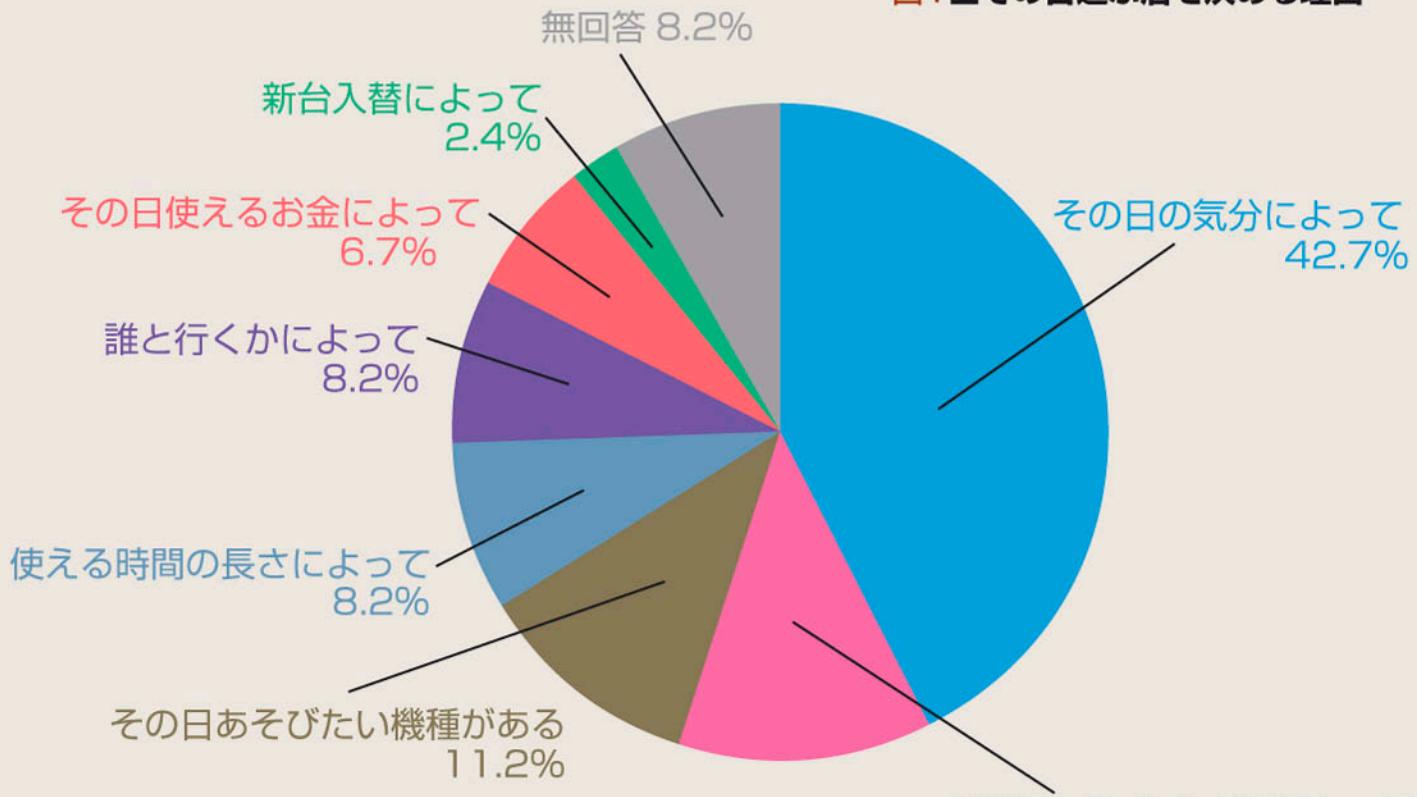
セブンイレブン

お客様の定着に重要なと思われるのが、図2で示した「店舗特定の理由」でしょう。一番回答の多かった「行きやすい場所」は簡単に変更できるものではありません。また、「好きな機種がある」に対応しようとしても入手し難い人気機種を導入しなければならないことから、自店ならではの機種構成の実現は困難を伴うかも知れません。

そう考えると「店舗スタッフの対応の良さ」や「出玉への期待感」が手をつけやすい部分と言えるでしょう。

「出玉への期待感」は射幸心をおおるのではなく、「遊技への期待感」と理解すればいいのではないでしょうか。プレーを楽しもうと言うわくわく感です。お客様の心を引きつける多様な景品が置いてあることやきちんと整備された遊技台、のほりやPOPなどの演出が充実していることなどが大切でしょう。細部にまで目を配り、お客様が楽しめる演出が必要になってしまいます。

図1 ■ その日遊ぶ店を決める理由



広告・宣伝正常化で変わる集客手法

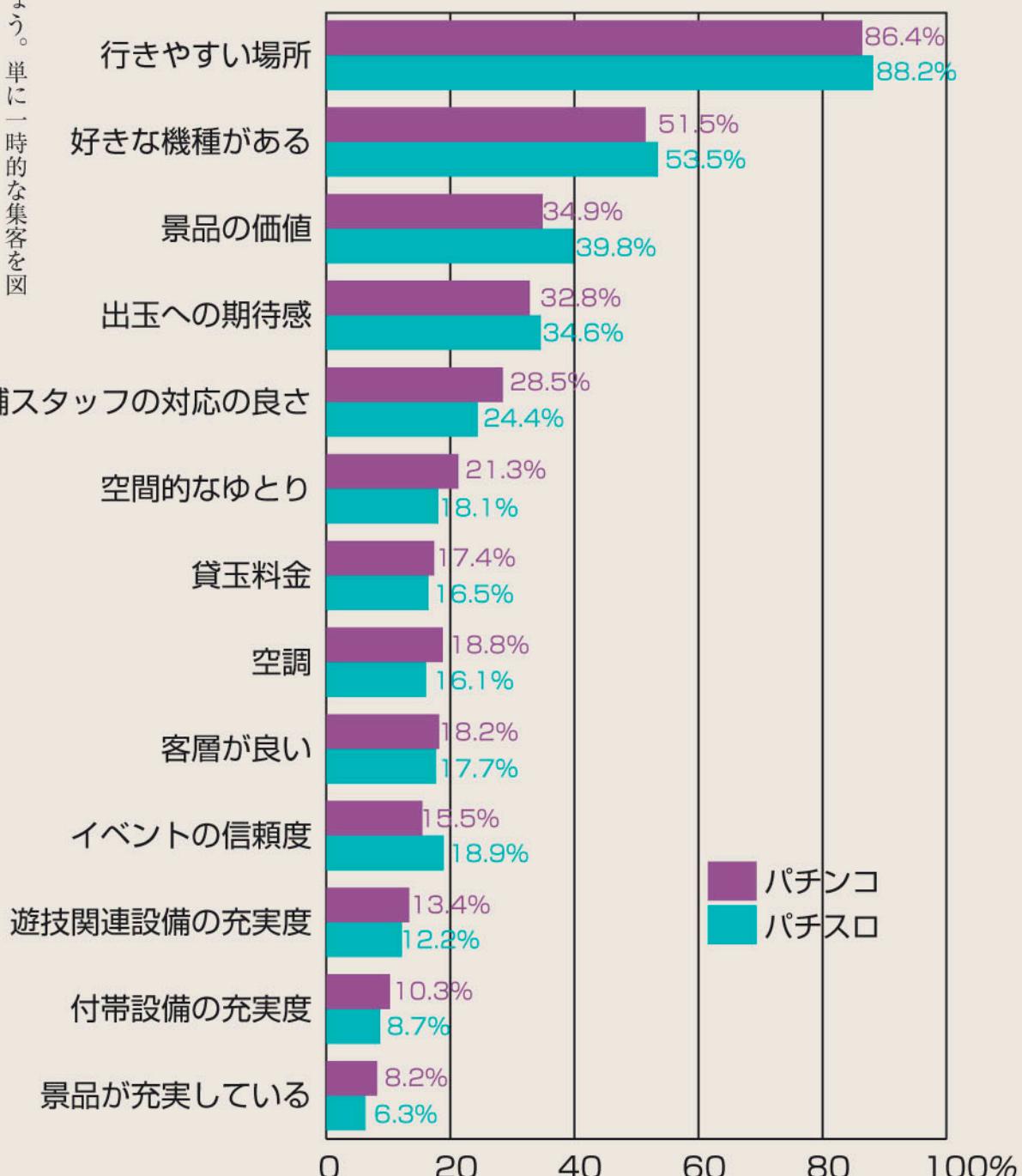
「店舗スタッフの対応の良さ」は維持、継続が難しい分野です。1人だけ接客の上手なスタッフがいても店舗のイメージアップは実現出来ません。スタッフの入れ替わりも多いため、継続的な教育が必要になります。そして、接客はスタッフの表情や言葉遣いひとつでお客様からのクレームにつながってしまう繊細な分野です。だからこそ、この分野を優れたものにすれば、他店に対して大きな競争力を持つことになります。

コンビニエンスストア業界第一位で、商品開発などで他社をリードしているセブンイレブンは、さらなる差異化を図るために力を入れています。営業時間ごとに現場をまとめる立場にある「シフトリーダー」と呼ばれる従業員と店舗のオーナーを対象に、2人1組の接客研修を実施しています。言葉遣いの練習や基本のレジ操作に加え、「電子マネー対応」「未成年者への対応」などケータイでの研修も行います。市場規模7兆円とも言われるコンビニ業界で3割のシェアを占めるセブンイレブンでも改めて接客に目を向けていきます。

「〇〇の日」が消えたパチンコ店は、新たな集客策を模索しているこ

とでしょう。単に一時的な集客を図ることだけではなく、接客など基本的なサービスを改めて見直し、長期的な競争力を身につけるべきなのでしょうか。

図2■店舗特定の理由（複数回答）



遊技産業健全化推進機構ニュース

KiKO NEWS お知らせ



編集後記

MP3

「ネット販売しているMP3の音

(F)

光と音とパチンコ

1か月ぶりにパチンコを打った。

(T)

だが：

(H)

警察葬

台風15号が関東を直撃した9月21

日、また首都圏の交通網はマヒ、ターミナル駅は大震災時と同様人の波で埋まつた。まるで大震災の時のような風景で、いやでもあの津波の恐ろしさを思い出した。

この日の新聞には津波から速く逃げるよう避難誘導中に殉職した宮城県警の14人の警察葬が、安藤警察庁長官も参列して行われた、とある。14人中2人の遺体が今も見つからない。岩沼署の婦警さんは女性初の殉職だそうだ。自らを犠牲に人を救つたこの人たちを忘れてはいけない。

源をダウンロードしたものが従来のCDより格段に音質がいい」。

音楽・オーディオファンの友人からメールでお知らせが入つた。本当にうか、と思いながら後日、送つてもらつたジャズのディスクを聴いてみると、確かに「輪郭がはつきり」聽こえる。アート・ブレークーがたたくドラムの部分部分の音がスピーカーから浮かび上がつてくる感じだ。古い音源をデジタルでリマスタリングしている。演奏 자체が優れていることが前提だが、どれも迫力ある演奏に聴こえる。アナログの紫煙漂う酒場を思わせるザラツとした感触も悪くないのだが……

なぜ久しぶりなのかというと株取引で大損してお金が無かつたからだ。

だからやつたのも1円パチンコで、しかも確率の甘い台を打つたのだが、結果、かなり使つてしまい、これららジャグラでGOGOラシングをベカラせれば良かった、などと思ひ帰宅した。

そして寝る時、暗い部屋で目をとじると、パチンコの音と光が蘇つて

ている。そう言えば昔、朝から晩までパチンコを打つていた時、パチコの電子音が耳に残つて、なかなか眠れなかつたことを思い出した。パチンコの音と光に包まれて眠りにくくというのは幸せといえば幸せなの

機構の新しいポスターが出来上がりました

左ページをご覧下さい。これが一般社団法人遊技産業健全化推進機構の新しいポスターです。

機構発足から5年以上が経過し、この間に組織も有限責任中間法人から一般社団法人に変わりました。当初作成したポスターも古くなつたことから、新しいポスターの制作にかかりました。

サイズはB2で、遊技業界の「不正を許さない」という機構の意気込みを示すデザインとなっています。

機構の社員団体を通じて全国に配布される予定になっています。ホール店舗内や団体、会社の事務所などに掲示して頂き、機構の活動への支援として頂ければ幸いです。

また、ポスターに関するお問い合わせがあれば下記にお電話またはファックスでお問い合わせ下さい。

機構事務局へのお問い合わせは

電話番号 03-3518-2062

FAX番号 03-3518-2063

遊技産業健全化推進機構広報誌 平成23年11月1日（毎月1日発行）第53号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビルディング3F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三 者 機 関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



遊技産業
健全化推進
機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

おかしいと思ったら すぐここへ

<http://www.suishinkikou.or.jp>
スイシンキコウ